

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025 年 9 月 2 日

株式会社ラングローブ
(Runglobe Inc.)

代表取締役社長 土居 信一

兵庫県神戸市東灘区深江浜町 125 番地

(078) 451-1033 (代表)

常務取締役 田渕 及

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03) 3666-2321

当社は、当社普通株式を2025年9月25日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社ラングローブ

<https://runglobe.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期（半期）
決算年月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	6,927,305	7,191,429	9,526,183	4,804,916
経常利益 (千円)	220,484	126,474	387,641	220,388
当期（中間）純利益 (千円)	153,561	86,043	274,538	143,723
純資産額 (千円)	1,613,685	1,699,728	1,974,266	2,117,990
総資産額 (千円)	4,348,704	5,089,978	5,568,621	5,894,690
1株当たり純資産額 (円)	1,075.79	1,133.15	1,316.18	1,411.99
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期（中間）純利益 (円)	102.37	57.36	183.03	95.82
潜在株式調整後1株当たり当期 （中間）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.1	33.4	35.5	35.9
自己資本利益率 (%)	10.0	5.2	14.9	7.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	130,393	334,408	△101,485
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△734,387	△65,277	△333,685
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	709,182	18,848	272,482
現金及び現金同等物の期末（中間期末）残高 (千円)	—	247,376	535,357	372,667
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	76	79	90	94

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 第16期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であります。
8. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第18期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の財務諸表について仰星監査法人の監査を受けておりますが、第16期及び第17期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第19期中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の中間財務諸表について、仰星監査法人の期中レビューを受けております。
10. 2025年2月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純利益を算定しております。

2【沿革】

設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は次のとおりです。

年月	事項
2007年2月	土居信一がカーオークションでの売買を目的として株式会社オズ（神戸市東灘区）を設立し、自動車販売事業（自動車販売（マーケット））を開始
2007年6月	Car Trading Capital株式会社へ商号変更
2008年1月	中古車販売チェーンを営むTAXグループに加盟し、自動車販売事業（自動車販売（店舗））及び自動車販売事業（保険その他代理店）を開始
2008年6月	株式会社ラングローブへ商号変更
2008年10月	近畿運輸支局より認証工場の認可取得
2011年4月	中古車販売店のオリジナルブランド「ワンゼット」の立ち上げと同時にTAXグループを脱退 神戸市東灘区にワンゼット東神戸をオープン 自社整備部門の設立し自動車販売事業（整備）を開始
2013年8月	本社機能を兵庫県西宮市から神戸市東灘区へ移転
2013年12月	神戸市西区にワンゼット大久保を新規オープン
2015年3月	兵庫陸運局認証工場をワンゼット東神戸へ移設
2016年4月	ワンゼット西宮を閉鎖して大阪府箕面市にワンゼット箕面として移転オープン
2016年9月	Stellantisジャパン株式会社（旧FCAジャパン株式会社）とディーラー契約を締結し、ジープブランドの正規輸入車ディーラーとなる
2017年3月	徳島県徳島市にジープ徳島を新規オープン
2018年12月	滋賀県守山市の滋賀オートセンターを買収し、ワンゼット滋賀守山を新規オープン
2020年2月	徳島県徳島市川内町にワンゼット徳島を新規オープン
2021年2月	Stellantisジャパン株式会社と契約を締結し、フィアット、アバルトブランドの正規輸入車ディーラーとなる
2022年1月	大阪府茨木市に板金工場をオープン
2022年4月	滋賀県守山市にフィアットアバルト滋賀をワンゼット滋賀守山から変更しオープン
2023年7月	近畿運輸支局より指定工場（ワンゼット東神戸）の認可取得
2024年2月	神戸市北区にワンゼット鈴蘭台を新規オープン
2024年10月	兵庫県三木市の有限会社カワサキマイスター（現株式会社カワサキマイスター。カワサキの正規ディーラー）がグループ会社（非連結子会社）に加わることでバイク販売事業を開始
2025年1月	株式会社桂田モータースよりBMW Motorrad Kobeを事業承継し、BMW Motorrad正規ディーラーとなる
2025年4月	大阪府茨木市の板金工場を兵庫県宝塚市へ移転

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び非連結子会社（株式会社カワサキマイスター）の計2社で構成されており、自動車販売事業として自動車販売（マーケット）、自動車販売（店舗）、整備、保険その他代理店に取り組んでおります。またバイク販売事業も展開しております。

事業内容、当該事業に係る位置付け及び事業の系統図は以下のとおりであります。なお、当社グループは自動車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントとしております。

（1） 自動車販売事業

① 自動車販売（マーケット）

当業務は、オートオークションおよび業者販売ネットワーク（以下「業販ネットワーク」という）を通じて中古車の販売を行っております。オートオークションや業販ネットワークを活用することにより、店舗とは異なる遠方のお客様に対してもアプローチが可能となります。また、在庫の回転率を向上させることで運転資金の回転率を高めることが可能となります。

② 自動車販売（店舗）

当業務は「ワンゼット」ブランドのもと、軽自動車からミニバン、SUV、高級車まで幅広い中古車を常時数百台規模で在庫管理し、お客様のライフスタイルに合ったご提案を行っています。独自の仕入ノウハウと整備工場を併設した一貫体制により、高品質かつお求めやすい価格を実現しています。兵庫県に3店舗、大阪府に1店舗、徳島県に1店舗出店しております。

また、新車ディーラーの運営も行っており、アメリカの自動車メーカー「ジープ」ブランド（徳島県徳島市）、イタリアの自動車メーカー「フィアット、アバルト」ブランド（滋賀県守山市）を展開しております。車に対する嗜好が高い方に対するラインナップを取り揃えることで販売台数を確保しております。

商品の仕入は、各店舗での買い取り及びオートオークションにより行っております。

さらに整備、車検、保険、板金修理等のアフターサービスを整備することでお客様の快適なカーライフをワンストップサービスでサポートしております。

③ 整備

当業務は、販売した車両の整備を主な事業としております。車検、メンテナンス整備、板金修理等のサービスを提供することで収益増加に寄与しております。また、カーライフ全般を通じて価値を感じていただくことを意識しており、サービスを通じてお客様と定期的な接点を持つことで、顧客満足度を高め、将来購入機会の拡大につなげていきます。

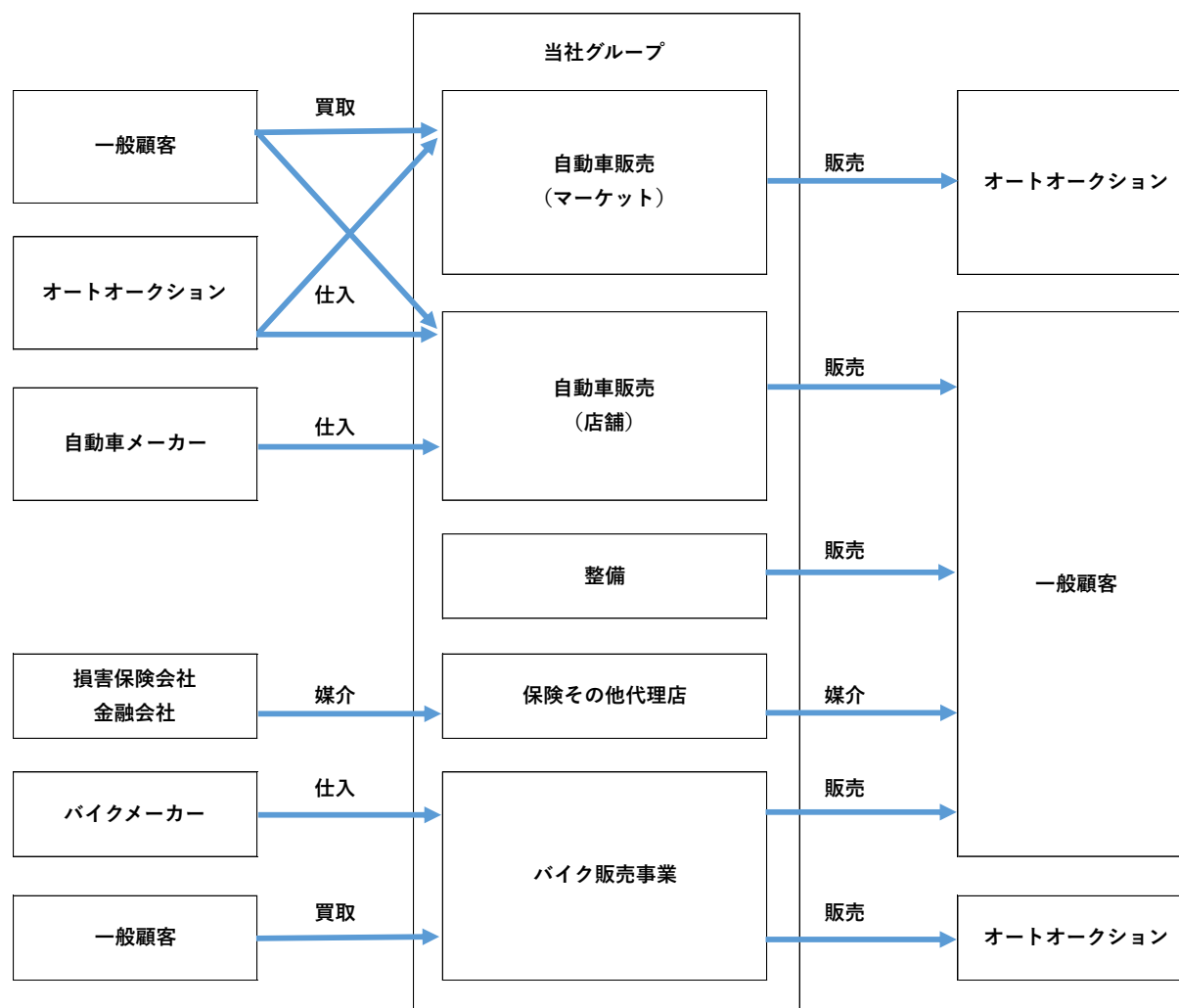
④ 保険その他代理店

当業務は、損害保険会社及び金融会社（オートローン）の代理店を主な事業としております。保険については、車両の販売時に自動車保険の新規獲得を行っております。販売後は社内コールセンターを用い、アウトバウンドによる保険継続率の向上を図っております。保険代理店として、顧客との繋がりを深く持つことにより、顧客信頼度の向上を図り、管理顧客の獲得に繋げる取組みを実施しております。オートローンについては、オートローンを取り扱う金融会社への仲介を行うことにより手数料を受け取っております。

（2） バイク販売事業

当事業は当社において「BMW」ブランドの販売をBMW Motorrad Kobe（神戸市須磨区）にて、非連結子会社の株式会社カワサキマイスターにおいて「カワサキ」ブランドの新車と中古車の販売をカワサキプラザ神戸垂水（神戸市垂水区）にて展開しております。また、自動車販売事業と同じく、バイクオークションでの販売、業販ネットワークでの販売も行っております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



事業所一覧は以下のとおりであります。

事業所名	所在地	自動車販売事業				バイク 販売事業
		自動車販売 (店舗)	自動車販 売 (マー ケット)	整備	保険その 他代理店	
本社	神戸市 東灘区		○			
ワンゼット 東神戸	神戸市 東灘区	○	○	○	○	
ワンゼット 大久保	神戸市 西区	○	○	○	○	
ワンゼット 鈴蘭台	神戸市 北区	○	○	○	○	
BMW Motorrad Kobe	神戸市 須磨区			○	○	○
カワサキプラザ 神戸垂水	神戸市 垂水区			○	○	○
ワンゼット 箕面	大阪府 箕面市	○	○	○	○	
ワンゼット 徳島	徳島県 徳島市	○	○	○	○	
ジープ 徳島	徳島県 徳島市	○	○	○	○	
フィアットアバルト 滋賀	滋賀県 守山市	○	○	○	○	

4 【関係会社の状況】

当社グループは当事業年度において、子会社1社（株式会社カワサキマイスター）を所有しておりますが、非連結子会社であるため、記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
110	39.5	2.8	3,341

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第18期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに持ち直しつつあります。ただし、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気が下振れるリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響に注意する必要があります。

このような状況のなか、中古車業界におきましては、2023 年 10 月から 2024 年 9 月までの国内中古車登録台数は 6,479 千台（前年同期比 2.1%増）と前年を上回る結果となりました。車種別では、普通自動車登録台数が 3,178 千台（前年同期比 4.1%増）であり、軽自動車の登録台数が 2,840 千台（前年同期比 0.0%減）という結果となりました。（出典：一般社団法人 日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

また、昨今中古車販売店において車体整備に関する各種報道が取り上げられております。当社におきましては不適切と評価される事象は確認されませんでした。今後も当社が成長していくためには、中古車業界におけるマイナスイメージを払拭することが重要な課題と認識しております。そのため、不適切と評価される事象を発生させない経営体制を構築し、またお客様に対し透明性のある各種ご提案や車両状態の可視化を強化した店舗運営を行ってまいります。

出店状況に関しましては、新店舗として 2024 年 2 月に神戸市内 3 店舗目の「ワンゼット鈴蘭台」をオープンいたしました。保証を付けた小売販売や金額を重視した買取りを強化し、地域に密着、貢献できるよう努力いたします。

中古車販売店は関西 4 店舗、四国 1 店舗となり店舗数は 5 店舗となりました。

新車販売店は関西 1 店舗、四国 1 店舗の 2 店舗となります。

その結果、当事業年度における店舗数は 7 店舗となりました。

上記の結果、売上高は 9,526,183 千円（前年同期比 32.5%増）、営業利益は 395,741 千円（前年同期比 237.9%増）、経常利益は 387,641 千円（前年同期比 206.5%増）、当期純利益は 274,538 千円（前年同期比 219.1%増）となりました。

中でも自動車販売（マーケット）では市場が活況であったこともあり、売上高は 5,450,699 千円（前年同期比 45.3%増）となり、全体の売上高の中でも 57.2%を占める事となりました。

また各店舗の整備工場に常駐整備士の配備及びワンゼット東神戸の工場が指定工場の認可取得により、整備、修理、車検等付帯サービスの売上高も 238,078 千円（前年同期比 45.6%増）となりました。

なお、当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第19期中間会計期間（自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調にある一方、物価上昇や為替相場の変動など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

また、ウクライナ、中東地域をめぐる地政学的リスクの高まり、中国経済の減速に加え米国の通商政策への懸念など先行きの見通せない状況で推移しました。

国内自動車流通市場におきましては、国内自動車メーカーの新車の流通台数が増えたことなどから、新車の登録台数（軽自動車含む）は 2,406 千台（前年同期比 4.5%増）となりました。

一方、中古車の登録台数（軽自動車含む）は 3,351 千台（前年同期比 0.3%減）となりました。（出典：一般社団法人 日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当社におきましても企業理念である「可能性を追求する」を引き続き実行し、お客様や社員を取り巻く環境がより良くなるよう可能性を追求する事で、企業価値の向上を目指してまいります。

出店状況に関しましては、新しくバイク事業を開始し、BMW Motorrad 正規ディーラー事業を譲り受けることで、1 店舗出店致しました。

また子会社としてもバイク事業を主とする企業を取得しバイクの新車販売を開始しております。

現在の店舗数は以下になります。

中古車販売事業は関西 4 店舗、四国 1 店舗となり店舗数は 5 店舗です。

新車販売事業は関西 1 店舗、四国 1 店舗の 2 店舗です。

バイク事業は関西 1 店舗になります。

子会社におけるバイク事業は関西 1 店舗になります。

その結果、当中間会計期間における店舗数は 9 店舗となりました。

上記の結果、売上高は 4,804,916 千円、営業利益は 226,369 千円、経常利益は 220,388 千円、中間純利益は 143,723 千円となりました。

なお、当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は535,357千円(前事業年度末比287,980千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは334,408千円の収入(前年同期は130,393千円の収入)となりました。これは主に税引前当期純利益421,052千円、減価償却費97,272千円、棚卸資産の増加額140,622千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは65,277千円の支出(前年同期は734,387千円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出251,019千円、有形固定資産の売却による収入281,240千円、貸付けによる支出214,423千円、長期貸付金の回収による収入122,569千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 18,848 千円の収入(前年同期は 709,182 千円の収入)となりました。これは短期借入金の純減少額 175,899 千円、長期借入による収入 655,372 千円、長期借入金の返済による支出 460,624 千円によるものです。

第 19 期中間会計期間（自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は 372,667 千円(前事業年度末比 162,689 千円減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は 101,485 千円となりました。これは主に税引前中間純利益 220,388 千円、減価償却費 50,235 千円、棚卸資産の増加額 237,479 千円、法人税等の支払額 149,857 千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 333,685 千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 78,794 千円、関係会社株式の取得による支出 50,000 千円、貸付けによる支出 71,304 千円、長期貸付金の回収による収入 57,177 千円、関係会社貸付けによる支出 151,000 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は 272,482 千円となりました。これは主に、長期借入金による収入 349,000 千円、長期借入金の返済による支出 125,955 千円によるものです。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社は自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。当事業年度の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりです。

サービスの名称	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比 (%)
自動車販売（マーケット）（千円）	5,450,699	145.3
自動車販売（店舗）（千円）	3,731,352	117.8
自動車販売（整備）（千円）	238,078	145.6
自動車販売（保険その他代理店）（千円）	106,053	99.0
合計（千円）	9,526,183	132.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	売上高（千円）	割合（%）	売上高（千円）	割合（%）
株式会社ユー・エス・エス （マーケット）	1,950,580	27.1	4,530,555	47.6

当中間会計期間の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりです。

サービスの名称	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
自動車販売（マーケット）（千円）	2,549,096
自動車販売（店舗）（千円）	2,035,764
自動車販売（整備）（千円）	103,911
自動車販売（保険その他代理店）（千円）	60,908
バイク販売事業	55,235
合計（千円）	4,804,916

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間	
	売上高（千円）	割合（%）
株式会社ユー・エス・エス （マーケット）	2,138,719	44.5

3【対処すべき課題】

当社グループは、今後の継続的な企業成長のために、以下の課題に取り組む必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 認知度の向上及びブランドの確立

当社グループが属する自動車販売業界におきまして、当社グループは競合他社と比較し認知度が低いことが経営課題となっております。適切なマーケティング、新店舗の出店による規模拡大を通じて認知度の向上とブランドの確立を行ってまいります。

(2) 新店舗の出店

売上規模の拡大を通じて、上記の認知度向上やブランド確立とともに、経営基盤をより確立することが課題であると認識しております。既存店舗のノウハウを活用しつつ、経営効率が高い立地を見極めながら随時出店を図ってまいります。

(3) オペレーションの標準化

今後の新店舗出店による規模拡大を図るためには、既存店舗や仕入業務等における業務の標準化が課題であると認識しております。そのために店舗共通のマニュアルの充実や、研修を実施することにより均一で高品質なサービスを提供する店舗運営を目指してまいります。

(4) 人材の確保

当社グループは、事業拡大に対応するための人材確保の強化や、高品質な店舗運営等を図るための管理職の充実が必要であると認識しております。そのためには、採用活動の活発化、ジョブローテーションの実施や研修制度の充実による生産性向上を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 新規出店について

当社グループは、今後継続的に新規出店を図る方針ですが、経営効率に資する物件が見つからない場合、想定している出店計画から乖離する可能性があります。また出店に必要な人材獲得が進まない場合に店舗が遅延することにより業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材獲得について

当社グループは高品質な店舗運営、生産性の高い業務の構築を目指しておりますが、そのために優秀な人材を獲得するとともに、継続的な研修が必要となります。しかし、想定している人材獲得が進まない場合、サービス力の低下や人件費の上昇により業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定のオートオークションへの依存について

当社グループは、売上、仕入における多くの割合をオートオークション会場との取引に依存しております。売上における多くの割合を株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークション会場、仕入

における多くの割合を株式会社トヨタユーゼックの運営するオートオークション会場、株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークション会場における取引に依存しております。当社グループは、これらのオークション会場が定める規約を遵守すべく業務手続を整備し、手続に則り業務を遂行するよう努めておりますが、オペレーションミスや予期せぬ事故等により、オークション規約に抵触し、オークション会場から取引停止等の処分を受ける可能性は皆無ではなく、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、需給バランスが乱れることによって、オートオークション会場の相場が大きく変動した場合、仕入価格や販売価格に影響し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自動車販売事業における販売店契約について

当社グループの自動車販売事業は、自動車メーカー各社の正規販売店として新車自動車の販売を行っております。したがって、何らかの事由により販売店契約が継続できなくなった場合、もしくは自動車メーカーの販売政策に変更があった場合に、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 消費者の嗜好の変化について

当社グループが展開する自動車販売事業およびバイク販売事業は、消費者の嗜好や生活スタイルに大きく左右されます。当社グループでは、消費者ニーズに即応すべく専門性の高い店舗運営を行っておりますが、燃料価格の高騰や電動車・電気自動車（EV）の普及により好まれる車種が変化した場合、あるいは生活スタイルの急速な変化によって自動車自体への需要が低迷した場合には、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 為替の変動について

為替相場が変動することにより、輸入車の新車価格に影響を受ける可能性があります。また、為替相場の変動により国内に流通している中古車に対する輸出業者の購買量に影響を与え、中古車流通数が増減する可能性があります。予想の範囲を超えた急激な為替変動が生じた場合等において、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 有利子負債の依存について

当社グループでは今後の事業拡大に伴い、新規出店の取得費や建設費用について、主として金融機関からの借入れによって調達を行う予定です。現時点では有利子負債の残高に大幅な増加はありませんが、新規出店の時期や規模によっては、有利子負債が増加する場合も考えられます。当社としましては、借入れを行う際には十分な協議と検討を重ねたうえで進めてまいります。今後の借入れ増加や金融政策の変更等による市中金利の変動に伴い、支払利息の増加などから当社の業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(8) 在庫リスクについて

当社グループが行う事業においては、お客様のニーズに合わせるため、多品種の製品を仕入れて販売しております。そのため、需要予測に基づいた仕入計画を実行しておりますが、販売予測と実際の乖離が生じ滞留在庫が多量に発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 代表取締役への依存について

当社の代表取締役である土居信一は、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合、現状では当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、発行者情報公表日現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主の皆様への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(11) 情報セキュリティについて

当社グループは、セキュリティ対策や文書管理等、個人情報に関して適切に管理を行っておりますが、個人情報漏洩した場合は、顧客や市場からの信頼が失われ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、不正アクセス等により各種システムが正常に稼動しなくなった場合に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制について

当社グループは、古物営業法、道路運送車両法、道路運送法、保険業法等の各種法令の適用、また、自動車整備に関する認証や指定を受けております。当社グループでは、社内規程等を整備し、これら法規制等を遵守しております。しかしながら、今後の法改正等により取消事由に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの業務運営に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	法律名	監督省庁	有効期限
古物商許可	古物営業法	警察庁	なし
指定自動車整備事業	道路運送車両法	国土交通省	なし
自動車特定整備事業	道路運送車両法	国土交通省	なし
自動車分解整備事業	道路運送車両法	国土交通省	なし
回送運行許可	道路運送車両法	国土交通省	2025 年 9 月 30 日

(13) 自然災害等について

大規模地震など予想・想定を超える自然災害等が発生し、事業所の閉鎖・休業をすることとなった場合に、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 風評について

自動車販売業界に対する風評がマスコミ報道や SNS、インターネット掲示板等を通じて流布した場合は、その内容が正確か否かを問わず、企業イメージが低下し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023 年 12 月 26 にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報

告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

業務提携契約

契約年月日	契約先	契約内容	契約期間
2017年3月20日	Stellantis ジャパン株式会社（旧FCAジャパン株式会社）	販売店契約 ジープ車及び部用品について、供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2016年9月20日から 2016年12月31日まで とし、以後1年間の自動更新
2021年2月1日	Stellantis ジャパン株式会社（旧FCAジャパン株式会社）	販売店契約 フィアット車、アバルト車及び部用品について、供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2016年9月20日から 2016年12月31日まで とし、以後1年間の自動更新
2025年1月1日	ビー・エム・ダブリュー株式会社	販売店契約 BMW Motorrad 車及び部用品について、供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2025年1月1日から 2025年12月31日まで とし、2年間継続

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第18期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

資産、負債及び純資産の状況

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は2,623,029千円で、前事業年度末に比べ442,464千円増加しております。現金及び預金の増加287,980千円、売掛金の減少68,754千円、商品の増加139,947千円、未収入金の増加36,418千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は2,945,592千円で、前事業年度末に比べ36,178千円増加しております。建物の増加28,270千円、構築物の増加18,640千円、土地の減少64,493千円、車両運搬具の減少53,522千円、長期貸付金の増加84,447千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は1,990,492千円で、前事業年度末に比べ17,056千円増加しております。短期借入金の減少175,899千円、1年内返済予定の長期借入金の増加7,710千円、未払法人税等の増加116,610千円、前受金の増加28,942千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は1,603,861千円で、前事業年度末に比べ187,048千円増加しております。長期借入金の増加187,038千円がその主な変動要因であります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は1,974,266千円で、前事業年度末に比べ274,538千円増加しております。これは当期純利益の計上274,538千円によるものであります。

第19期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

資産、負債及び純資産の状況

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は2,688,488千円で、前事業年度末に比べ65,458千円増加しております。商品の増加190,627千円、関係会社短期貸付金の増加30,204千円、現金及び預金の減少162,689千円、未収入金の減少44,809千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は3,206,202千円で、前事業年度末に比べ260,610千円増加しております。関係会社長期貸付金の増加110,728千円、関係会社株式の増加50,000千円、のれんの増加26,498千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は2,009,290千円で、前事業年度末に比べ18,797千円増加しております。買掛金の増加25,980千円、短期借入金の増加49,461千円、1年内返済予定の長期借入金の増加66,456千円、未払法人税等の減少73,191千円、未払消費税等の減少37,552千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は1,767,410千円で、前事業年度末に比べ163,548千円増加しております。長期借入金の増加156,589千円がその主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は2,117,990千円で、前事業年度末に比べ143,723千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益による増加143,723千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日(2025年9月25日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第18期事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

当事業年度の設備投資については、254,092 千円を投資いたしました。

内訳といたしましては、板金部（兵庫県宝塚市）123,762 千円、ワンゼット鈴蘭台 60,105 千円、ジープ小田原 31,927 千円が主となります。

当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

第19期中間会計期間（自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当中間会計期間の設備投資については、82,684 千円を投資いたしました。

内訳といたしましては、板金部（兵庫県宝塚市）55,375 千円、大久保店 7,130 千円、ジープ小田原 5,108 千円が主となります。

2【主要な設備の状況】

2025 年 3 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価格(千円)						従業員 数 (人)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (神戸市東灘 区)	本社機能	255,771	-	10,297	57,877 (1,341.1)	10,920	334,866	26
ワンゼット 東神戸 (神戸市東灘 区)	店舗	11,528	1,614	428	154,379 (1,308.07)	78	168,029	15
ワンゼット 大久保 (神戸市西 区)	店舗	5,508	0	544	96,434 (1,362.82)	404	102,891	1
ワンゼット 鈴蘭台 (神戸市北 区)	店舗	56,036	2,211	436	255,248 (4,724.67)	-	313,933	8
ワンゼット 箕面 (大阪府箕面 市)	店舗	43,108	671	6,705	313,328 (1,747.25)	0	363,815	9
ワンゼット 徳島 (徳島県徳島 市)	店舗	50,870	0	127	164,151 (4,423.72)	97	215,246	10
ジープ徳島 (徳島県徳島 市)	店舗	20,851	317	29,389	-	2,047	52,605	11

フィアットア バルト滋賀 (滋賀県守山 市)	店舗	235,635	2,806	45,969	228,954 (3,354.57)	4,673	518,040	8
BMW Motorrad Kobe (神戸市 須磨区)	店舗	-	-	14,962	-	28,762	43,724	6
板金部 (兵庫県宝塚 市) (注3)	工場	9,669	-	-	156,668 (928.67)	-	166,337	-
ジープ小田原 (神奈川県小 田原市)	店舗	-	-	-	354,848 (1,681.58)	-	354,848	-

(注) 1. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

2. 帳簿価額のうち、「その他」は、工具器具備品及び無形固定資産であり、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定は含んでおりません。

3. 2025年4月に板金工場を大阪府茨木市から兵庫県宝塚市へ移転しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年 月		完成後の 増加能力 (展示可 能台数)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ジープ小田 原 (神奈川県 小田原市)	店舗	693,625	364,625	自己資金及 び借入金	2023年 4月	2026年 6月	約50台

(注) 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月2日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	4,500,000	9,800	1,500,000	非上場	権利内容に制限のない当社における標準的な株式であり、単元株式数は100株であります。
A種株式	—	—	200	—	—	—
計	6,000,000	4,500,000	10,000	1,500,000	—	—

- (注) 1. 2025年2月28日開催の株主総会決議により、A種株式をすべて普通株式に転換しております。
2. 2025年2月28日開催の株主総会決議により、同日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は5,900,000株増加し、6,000,000株となっております。
3. 2025年2月13日開催の取締役会決議により、2025年2月28日付で普通株式1株を150株に分割しております。これにより発行済株式総数は1,490,000株増加し、1,500,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月21日	普通株式 △200 A種株式 200	普通株式 9,800 A種株式 200	—	50,000	—	—
2025年2月28日 (注) 1	普通株式 200 A種株式 △200	普通株式 10,000	—	50,000	—	—
2025年2月28日 (注) 2	普通株式 1,490,000	普通株式 1,500,000	—	50,000	—	—

(注) 1. 2021年12月21日開催の株主総会決議により、普通株式200株をA種株式に転換しております

2. 2025年2月28日開催の株主総会決議により、A種株式のすべてを普通株式に転換しております。

また2025年2月28日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

3. 2025年2月13日開催の取締役会決議により、2025年2月28日付で普通株式1株を150株に分割しております。

これにより発行済株式総数は1,490,000株増加し、1,500,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	1	－	－	2	3	－
所有株式数(単元)	－	－	－	3,750	－	－	11,250	15,000	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	25.0	－	－	75.0	100	－

(注) 2025年2月28日付で普通株式1株を150株に分割しております。また、2025年2月28日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,500,000	15,000	権利内容に制限のない当社における標準的な株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,500,000	—	—
総株主の議決権	—	15,000	—

(注) 1. 2025年2月13日開催の取締役会決議により、2025年2月28日付で普通株式1株を150株に分割を行っており、完全議決権株式数（その他）及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ1,500,000株となっております。

2. 2025年2月28日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、株主への利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、経営環境や業績の状況、財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

本発行者情報公表日において、当社は成長段階の過程にあり、利益を内部留保することにより、将来の事業展開やさらなる成長に向けた投資を行うことで、企業価値が最大化するものと考えております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境変化に対応すべく、営業体制の強化に有効投資したいと考えております。

将来的には株主への利益還元を実施する方針ではありますが、配当実施及び時期については現時点において未定であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役 社長	—	土居 信一	1976 年 11 月 28 日	1999 年 12 月 2002 年 12 月 2007 年 2 月 2014 年 1 月 2019 年 4 月 2024 年 7 月	兵庫オートオークション(株) (現 HAA 神戸) 入社 カーチェンジ A1(株) 入社 当社設立 代表取締役社長 (現任) (株)オーズ 代表取締役 (現任) ゼットサービス(株) 代表取締役 (現任) (有)カワサキマイスター (現 (株) カワサキマイスター) 代表取締役社長(現任)	(注) 1	(注) 4	1,455,000
常務 取締役	—	田渕 及	1979 年 8 月 26 日	2000 年 4 月 2006 年 1 月 2006 年 11 月 2007 年 4 月 2008 年 4 月 2008 年 6 月	兵庫オートオークション(株) (現 HAA 神戸) 入社 ピアライフ(株) 入社 (株)スタッフサービス (JU 岡山 LAA) 入社 カーチェンジ A1TR(株) 入社 当社入社 当社 常務取締役(現任)	(注) 1	(注) 4	45,000
取締役	営業 本部長	榮枝 泰一	1977 年 1 月 17 日	1999 年 4 月 2018 年 9 月 2022 年 3 月 2024 年 1 月 2024 年 7 月	(株)ホンダ四輪販売奈良 (現 (株) ホンダモビリティ近畿) 入社 (株)東邦アウトフロイデ 入社 当社入社 当社 取締役(現任) 当社 営業本部長 (現職)	(注) 1	(注) 4	—

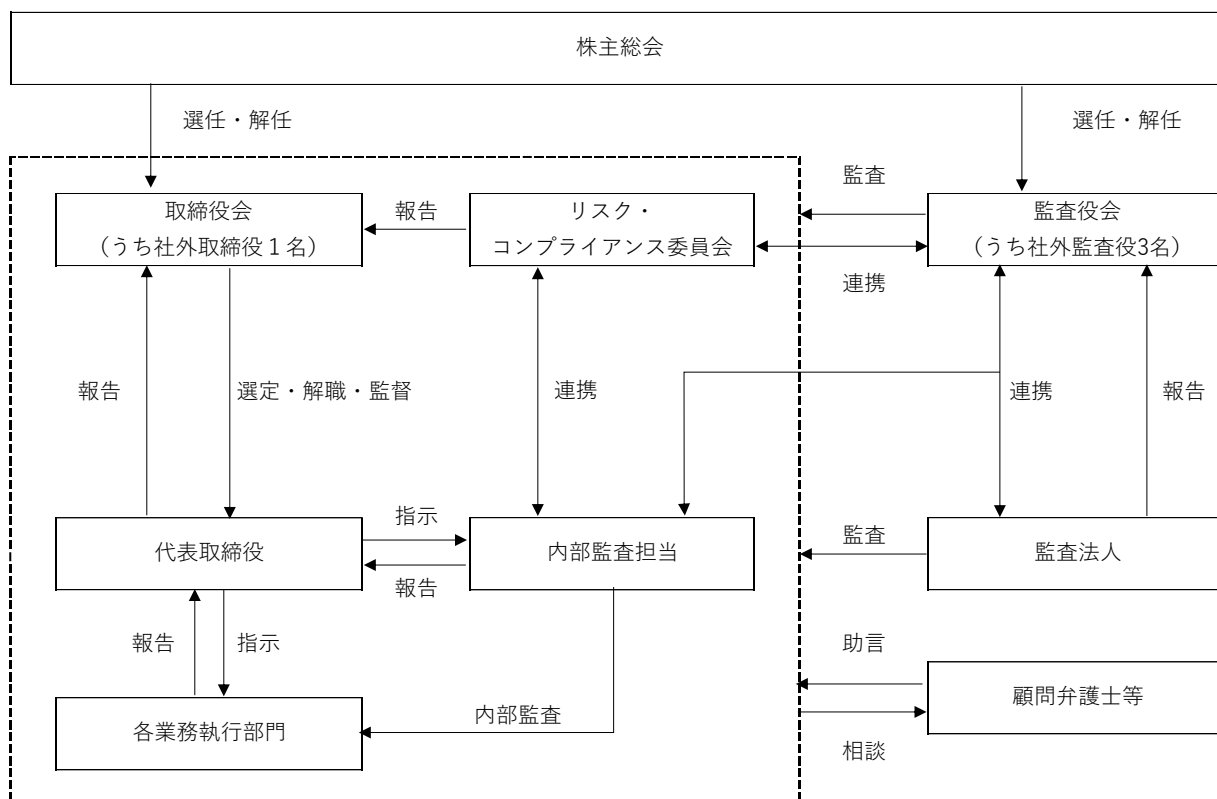
取締役	—	上田 宗則	1971 年 9 月 27 日	1994 年 4 月 (株)ダイワ入社 2008 年 12 月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社 2016 年 8 月 北浜経営コンサルティング(株) 設立 同社 代表取締役(現任) 2016 年 12 月 (株)コラントッテ 社外取締役 ユースシアタージャパン(株) (現 (株)YTJ) 社外監査役 2017 年 4 月 北浜経営会計事務所設立 所長 (現任) 2017 年 10 月 (株)ファーストステージ 社外取締役 (現任) 2018 年 8 月 BODYMAKER(株) 社外取締役 2018 年 9 月 (株)ユニソンプラネット 社外取締役 2019 年 6 月 (株)関西木材市場 社外監査役 2020 年 4 月 (株)イタミアート 社外監査役 (現任) 2021 年 12 月 当社 社外取締役 (現任) 2022 年 6 月 (株)ジョヴィ 社外取締役 (現任) 2023 年 6 月 大阪木材市場(株) 社外監査役 (現任)	(注) 1	(注) 4	—
常勤 監査役	—	中村 淳一郎	1982 年 4 月 26 日	2006 年 4 月 レイス(株) (現レイノス(株)) 入社 2009 年 11 月 (株)ロペライオ 入社 2011 年 7 月 (株)ラフテルズ 入社 2016 年 7 月 (株)ダブルプロダクション設立 同社 代表取締役社長(現任) 2021 年 12 月 当社 社外監査役(現任)	(注) 2	(注) 4	—
監査役	—	中野 幸一	1960 年 3 月 30 日	1983 年 4 月 (株)オリエントコーポレーション 入社 2020 年 10 月 (株)オリコビジネス&コミュニケーションズ 入社 2025 年 6 月 当社 社外監査役(現任)	(注) 3	—	—

監査役	—	澤田 裕和	1972 年 4 月 16 日	2008 年 9 月	松田法律事務所（現 松田・澤田法律事務所）入所	(注) 3	—	—
				2014 年 5 月	澤田裕和法律事務所（現 松田・澤田法律事務所）設立 所長			
				2019 年 5 月	松田・澤田法律事務所に改称 パートナー就任（現任）			
				2025 年 6 月	当社 社外監査役(現任)			
計								1,500,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年4月8日の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役 中村淳一郎の任期は、2025年4月8日の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役 中野幸一及び澤田裕和の任期は、2025年6月21日の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年9月期における役員報酬の総額は42,650千円を支給しております。
5. 2025年2月13日開催の取締役会決議により、2025年2月28日付で普通株式1株を150株に分割しております。
6. 上田宗則氏は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。
7. 監査役中村淳一郎氏、監査役中野幸一氏、監査役澤田裕和氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 代表取締役社長土居信一の所有株式数には、同氏の資産管理会社である㈱オーズが所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、3名の監査役（うち社外監査役3名）で構成されております。

監査役は、監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、仰星監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券

上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年9月期において監査を執行した公認会計士は俣野朋子氏、立石浩将氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士10名その他6名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

二. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、取締役会の諮問機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は四半期に1回開催され、委員会で執行又は決議された事項は取締役会に対して報告又は上程され、取締役会で審議しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者により業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役会の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。つぎに管理部の監査は主管部署として、業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、内部監査担当は監査役会及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑦社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の上田宗則氏は、公認会計士としての経験から豊富な知識と高い見識を活かし、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。同氏は過去2年間において、当社との間で、個人で使用する車両の売却、購入および整備を行っております。取引条件は一般の他の取引先と同様の条件によるものであり、その内容、規模、互いに与える影響等に鑑みて、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。同氏と当社との間には、その他の人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の中村淳一郎氏は、前職までの豊富な経験と実績、特に業界での深い知見を有しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の中野幸一氏は、前職までの豊富な経験と実績、特に業界での深い知見を有しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の澤田裕和氏は、弁護士としての実務を通じて培われた法務・リスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有しております。同氏と当社との間には、その他の人的関係、資本的关系、または、取

引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	35,450	35,450	—	—	3
監査役	—	—	—	—	—
社外役員	7,200	7,200	—	—	2

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	13,660	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第 1 種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 110 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、当事業年度(2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、当中間会計期間(2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の中間財務諸表について、仰星監査法人により期中レビューを受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)第 5 条第 2 項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表及び中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	247,376	535,357
売掛金	※ 1 102,522	※ 1 33,767
商品	1,711,581	1,851,529
貯蔵品	6,165	7,813
前渡金	6,550	39,978
前払費用	4,477	7,071
未収入金	12,959	49,377
短期貸付金	77,811	85,218
その他	11,119	12,915
流動資産合計	2,180,564	2,623,029
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 3 626,895	※ 3 655,166
構築物（純額）	34,033	52,673
機械及び装置（純額）	5,811	8,473
車両運搬具（純額）	144,686	91,164
工具器具備品（純額）	7,204	4,926
土地	※ 3 1,846,383	※ 3 1,781,890
建設仮勘定	3,200	15,363
有形固定資産合計	※ 2 2,668,215	※ 2 2,609,660
無形固定資産		
ソフトウェア	13,090	12,663
のれん	6,272	2,999
無形固定資産合計	19,363	15,663
投資その他の資産		
長期貸付金	188,407	272,854
保険積立金	17,592	18,915
長期前払費用	—	239
繰延税金資産	4,205	17,621
その他	11,629	10,637
投資その他の資産合計	221,835	320,268
固定資産合計	2,909,413	2,945,592
資産合計	5,089,978	5,568,621

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,913	3,312
短期借入金	※ 3、※ 4 1,363,657	※ 3、※ 4 1,187,757
1 年内返済予定の長期借入金	※ 3 195,922	※ 3 203,632
未払金	84,821	137,665
未払費用	1,726	3,039
未払法人税等	33,219	149,829
未払消費税等	44,397	41,251
前受金	※ 6 219,143	※ 6 248,085
預り金	13,336	11,907
前受収益	1,113	—
賞与引当金	873	3,887
その他	5,311	124
流動負債合計	1,973,436	1,990,492
固定負債		
長期借入金	※ 3 1,414,773	※ 3 1,601,811
資産除去債務	2,040	2,050
固定負債合計	1,416,813	1,603,861
負債合計	3,390,250	3,594,354
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	1,395	1,203
繰越利益剰余金	1,648,332	1,923,063
利益剰余金合計	1,649,728	1,924,266
株主資本合計	1,699,728	1,974,266
純資産合計	1,699,728	1,974,266
負債純資産合計	5,089,978	5,568,621

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025 年 3 月 31 日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	372,667
売掛金	37,117
商品	2,042,156
貯蔵品	9,846
前渡金	72,116
前払費用	9,926
未収入金	4,567
短期貸付金	94,712
関係会社短期貸付金	30,204
その他	15,172
流動資産合計	2,688,488
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	641,289
構築物（純額）	47,689
機械及び装置（純額）	7,622
車両運搬具（純額）	108,862
工具器具備品（純額）	4,494
土地	1,781,890
リース資産	1,920
建設仮勘定	61,272
有形固定資産合計	2,655,040
無形固定資産	
ソフトウェア	11,071
ソフトウェア仮勘定	3,520
のれん	29,498
無形固定資産合計	44,089
投資その他の資産	
関係会社株式	50,000
長期貸付金	277,487
関係会社長期貸付金	110,728
保険積立金	19,576
長期前払費用	239
繰延税金資産	17,621
その他	31,418
投資その他の資産合計	507,072
固定資産合計	3,206,202
資産合計	5,894,690

(単位：千円)

当中間会計期間

(2025 年 3 月 31 日)

負債の部

流動負債

買掛金	29,293
短期借入金	1,237,219
1 年内返済予定の長期借入金	270,088
リース債務	326
未払金	120,221
未払費用	4,010
未払法人税等	76,637
未払消費税等	3,698
前受金	254,465
預り金	10,553
賞与引当金	1,816
その他	959
流動負債合計	2,009,290

固定負債

長期借入金	1,758,400
リース債務	1,954
資産除去債務	2,056
その他	5,000

固定負債合計 1,767,410

負債合計

3,776,700

純資産の部

株主資本

資本金	50,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
圧縮記帳積立金	1,203
繰越利益剰余金	2,066,787
利益剰余金合計	2,067,990
株主資本合計	2,117,990
純資産合計	2,117,990
負債純資産合計	5,894,690

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2022 年 10 月 1 日		(自 2023 年 10 月 1 日	
	至 2023 年 9 月 30 日)		至 2024 年 9 月 30 日)	
売上高	※ 1	7, 191, 429	※ 1	9, 526, 183
売上原価		6, 416, 076		8, 322, 402
売上総利益		775, 353		1, 203, 780
販売費及び一般管理費	※ 2	658, 250	※ 2	808, 039
営業利益		117, 102		395, 741
営業外収益				
受取利息		3		41
雑収入		19, 790		6, 072
営業外収益合計		19, 793		6, 113
営業外費用				
支払利息		10, 420		14, 214
営業外費用合計		10, 420		14, 214
経常利益		126, 474		387, 641
特別利益				
固定資産売却益		—	※ 3	33, 410
受取和解金	※ 4	8, 500		—
特別利益合計		8, 500		33, 410
特別損失				
固定資産売却損	※ 5	1, 803		—
特別損失合計		1, 803		—
税引前当期純利益		133, 171		421, 052
法人税、住民税及び事業税		43, 715		159, 929
法人税等調整額		3, 412		△ 13, 415
法人税等合計		47, 128		146, 513
当期純利益		86, 043		274, 538

【売上原価明細書】

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)			当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)		
区分	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
I 商品売上原価			22.6 15.1 62.3 100.0			26.5 16.2 57.3 100.0
1 期首商品棚卸高	1,720,387			1,714,656		
2 当期商品仕入高	5,730,906			7,768,670		
合計	7,451,293			9,483,327		
3 期末商品棚卸高	1,714,656			1,851,732		
4 商品評価損	3,075	5,739,712		△2,872	7,628,723	
II サービス売上原価						
1 材料費	152,916			183,668		
2 労務費	102,167			112,521		
3 経費 ※1	421,279			397,490		
当期総サービス費用		676,363		693,679		
売上原価		6,416,076		8,322,402		

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注費	174,162	170,861
租税公課	101,698	101,475

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024 年 10 月 1 日	
至 2025 年 3 月 31 日)	
売上高	4,804,916
売上原価	4,127,247
売上総利益	677,669
販売費及び一般管理費	※ 451,299
営業利益	226,369
営業外収益	
受取利息	1,135
受取保険料	3,947
雑収入	2,074
営業外収益合計	7,156
営業外費用	
支払利息	13,137
営業外費用合計	13,137
経常利益	220,388
税引前中間純利益	220,388
法人税等合計	76,665
中間純利益	143,723

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産合 計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
		圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	50,000	—	1,563,685	1,563,685	1,613,685	1,613,685
当期変動額						
圧縮記帳積立金の積立		1,540	△ 1,540	—	—	—
圧縮記帳積立金の取崩		△ 144	144	—	—	—
当期純利益		—	86,043	86,043	86,043	86,043
当期変動額合計	—	1,395	84,647	86,043	86,043	86,043
当期末残高	50,000	1,395	1,648,332	1,649,728	1,699,728	1,699,728

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産合 計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
		圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	50,000	1,395	1,648,332	1,649,728	1,699,728	1,699,728
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩		△ 192	192	—	—	—
当期純利益		—	274,538	274,538	274,538	274,538
当期変動額合計	—	△ 192	274,730	274,538	274,538	274,538
当期末残高	50,000	1,203	1,923,063	1,924,266	1,974,266	1,974,266

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	133,171	421,052
減価償却費	88,903	97,272
のれん償却額	272	3,272
賞与引当金の増減額(△は減少)	873	3,013
受取利息及び受取配当金	△3	△41
支払利息	10,420	14,214
固定資産売却損益(△は益)	1,803	△33,410
売上債権の増減額(△は増加)	△23,556	68,754
未収入金の増減額(△は増加)	38,338	3,581
棚卸資産の増減額(△は増加)	2,891	△140,622
仕入債務の増減額(△は減少)	△109,221	△6,600
未払金の増減額(△は減少)	9,765	19,851
未払消費税等の増減額(△は減少)	47,047	△3,146
その他流動資産の増減額(△は増加)	△15,040	△36,968
その他流動負債の増減額(△は減少)	27,946	22,518
その他	—	△39,989
小計	213,614	392,757
利息及び配当金の受取額	3	41
利息の支払額	△10,334	△15,069
法人税等の支払額	△72,889	△43,319
営業活動によるキャッシュ・フロー	130,393	334,408
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△848,152	△251,019
有形固定資産の売却による収入	135,753	281,240
無形固定資産の取得による支出	△4,363	△3,073
貸付けによる支出	△148,065	△214,423
長期貸付金の回収による収入	130,444	122,569
その他	△5	△570
投資活動によるキャッシュ・フロー	△734,387	△65,277
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	503,657	△175,899
長期借入による収入	460,000	655,372
長期借入金の返済による支出	△254,475	△460,624
財務活動によるキャッシュ・フロー	709,182	18,848
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	105,188	287,980
現金及び現金同等物の期首残高	142,188	247,376
現金及び現金同等物の期末残高	※ 247,376	※ 535,357

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	220,388
減価償却費	50,235
のれん償却額	3,117
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,070
受取利息及び受取配当金	△1,135
支払利息	13,137
売上債権の増減額(△は増加)	△3,349
未収入金の増減額(△は増加)	4,809
棚卸資産の増減額(△は増加)	△237,479
仕入債務の増減額(△は減少)	25,980
未払金の増減額(△は減少)	14,948
未払消費税等の増減額(△は減少)	△37,342
その他流動資産の増減額(△は増加)	△36,402
その他流動負債の増減額(△は減少)	6,832
その他	39,550
小計	61,219
利息及び配当金の受取額	1,135
利息の支払額	△13,983
法人税等の支払額	△149,857
営業活動によるキャッシュ・フロー	△101,485
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△78,794
無形固定資産の取得による支出	△3,890
関係会社株式の取得による支出	△50,000
貸付けによる支出	△71,304
長期貸付金の回収による収入	57,177
関係会社貸付けによる支出	△151,000
関係会社貸付金の回収による収入	10,068
敷金の差入による支出	△15,066
事業譲受による支出	△30,000
その他	△876
投資活動によるキャッシュ・フロー	△333,685
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	49,461
長期借入による収入	349,000
長期借入金の返済による支出	△125,955
その他の支出	△23
財務活動によるキャッシュ・フロー	272,482
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△162,689
現金及び現金同等物の期首残高	535,357
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 372,667

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50 年
構築物	3～20 年
機械及び装置	2～15 年
車両運搬具	2～6 年
工具器具備品	2～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・自動車販売事業

自動車販売事業の収益は、主に自動車販売によるものです。

業者間オークションに出品する車両は、当該オークションを運営する会社が定める規定に基づき、オークション落札時に落札価格で収益を認識しております。

一般顧客に販売する車両は、顧客との間で定めた販売価格等を定めた車両注文契約を締結し、顧客への車両引渡し時に収益を認識しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等に償却しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
商品	1,711,581	1,851,529

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品を個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。また、商品の評価にあたっては、滞留等の有無を把握し、販売実績等に基づき一定の評価減率を設定し、帳簿価額を切下げるとともに、当該切り下げ額を商品評価損として売上原価に計上しております。

当該見積りは、過去の販売実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、商品の評価に用いた仮定等の見直しが必要となった場合は、翌事業年度の財務諸表に計上される商品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	405,489千円	453,015千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
建物	559,709千円	583,214千円
土地	1,701,305千円	1,528,788千円
計	2,261,015千円	2,112,002千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
短期借入金	1,168,000千円	658,340千円
1年以内返済予定の長期借入金	180,172千円	140,316千円
長期借入金	1,318,453千円	1,394,955千円
計	2,666,625千円	2,193,611千円

※4 当座貸越契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約

(1) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
当座貸越極度額及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約の総額	2,070,000千円	1,750,000千円
借入実行残高	1,268,000千円	1,100,000千円
差引額	802,000千円	650,000千円

(2) 上記のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約（契約の総額 1,000,000 千円、期末残高 400,000 千円）には財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合、当社は借入先からの通知により、期限の利益を喪失し、借入金元本及び利息を返済する義務を負っております。

- ① 各本決算期の末日における当社の貸借対照表において、純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または2020年9月決算期の末日における当社の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。
- ② 各本決算期の末日における当社の損益計算書上において、経常損失を計上しないこと。

5 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
(株)オーズ	611,075千円	(株)オーズ 588,910千円
計	611,075千円	計 588,910千円

※6 前受金のうち、契約負債の金額は、「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高」に記載しております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
給料手当	190,993千円	237,465千円
減価償却費	88,903	97,272
賞与引当金繰入額	667	2,802
おおよその割合		
販売費	53.4%	49.4%
一般管理費	46.6%	50.6%

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
土地	－ 千円	33,410千円

※4 受取和解金

前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

取引先との係争に関し、仲裁判断により受領した和解金であります。

当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

※5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
建物	1,803千円	－ 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,800	－	－	9,800
A種株式	200	－	－	200
合計	10,000	－	－	10,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,800	—	—	9,800
A種株式	200	—	—	200
合計	10,000	—	—	10,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
現金及び預金勘定	247,376千円	535,357千円
現金及び現金同等物	247,376	535,357

(リース取引関係)

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は主に顧客に対する自動車ローンであります。集金代行事業者により元本保証されているため、リスクは極めて限定的と判断しております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は当事業年度の決算日から、最長で19年後であります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金は経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

長期借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場を踏まえ、借入期間の当該リスクは限定的なものと認識しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金（1年内回収予定を含む）	266,219	264,258	△1,961
資産計	266,219	264,258	△1,961
長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,610,695	1,606,936	△3,758
負債計	1,610,695	1,606,936	△3,758

(※) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2024年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金（1年内回収予定を含む）	358,073	354,517	△3,555
資産計	358,073	354,517	△3,555
長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,805,443	1,802,355	△3,087
負債計	1,805,443	1,802,355	△3,087

(※) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	247,376	—	—	—
売掛金	102,522	—	—	—
未収入金	12,959	—	—	—
長期貸付金 (1 年内回収予定を含む)	77,811	159,435	28,972	—
合計	440,670	159,435	28,972	—

当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	535,357	—	—	—
売掛金	33,767	—	—	—
未収入金	49,377	—	—	—
長期貸付金 (1 年内回収予定を含む)	85,218	240,102	32,752	—
合計	703,720	240,102	32,752	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	1,363,657	—	—	—	—	—
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	195,922	339,144	186,611	144,482	100,618	643,918
合計	1,559,579	339,144	186,611	144,482	100,618	643,918

当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	1,187,757	—	—	—	—	—
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	203,632	248,099	205,970	160,773	123,018	863,951
合計	1,391,389	248,099	205,970	160,773	123,018	863,951

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定

に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内回収予定を含む）	—	264,258	—	264,258
資産計	—	264,258	—	264,258
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,606,936	—	1,606,936
負債計	—	1,606,936	—	1,606,936

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金（1年内回収予定を含む）

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内回収予定を含む）	—	354,517	—	354,517
資産計	—	354,517	—	354,517
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,802,355	—	1,802,355
負債計	—	1,802,355	—	1,802,355

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金（1年内回収予定を含む）

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた

現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
(有価証券関係)

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,024千円	13,518千円
賞与引当金	301	1,342
商品評価損	1,062	70
資産除去債務	705	708
未払事業所税	332	372
資産調整勘定	—	2,706
繰延税金資産小計	5,426	18,718
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	5,426	18,718
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△484千円	△462千円
固定資産圧縮積立金	△736	△635
繰延税金負債合計	△1,221	△1,097
繰延税金資産純額	4,205	17,621

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

前事業年度及び当事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約における原状回復義務に基づく費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間は各除去債務により個別に使用見込期間（主として10年）を見積り、割引率は、0.28%～0.6%を使用して資産の取得時において、その期間に応じた割引率を使用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
期首残高	2,030 千円	2,040 千円
時の経過による調整額	10	10
期末残高	2,040	2,050

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
自動車販売（マーケット）売上	3,752,702	5,450,699
自動車販売（店舗）売上	3,168,065	3,731,352
整備売上	163,525	238,078
保険その他代理店手数料	107,136	106,053
顧客との契約から生じる収益	7,191,429	9,526,183
外部顧客への売上高	7,191,429	9,526,183

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	78,965
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	102,522
契約負債（期首残高）	205,976
契約負債（期末残高）	219,143

(注1) 契約負債（前受金）は主に車両販売に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

(注2) 当事業年度に認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていた金額は、205,976 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格 当社の残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（１）契約資産及び契約負債の残高

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	102,522
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	33,767
契約負債（期首残高）	219,143
契約負債（期末残高）	248,085

（注１）契約負債（前受金）は主に車両販売に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

（注２）当事業年度に認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていた金額は、219,143 千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格 当社の残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ユー・エス・エス	1,950,580

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ユー・エス・エス	4,530,555

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

のれんの償却額は 272 千円、未償却残高は 6,272 千円であります。

当社グループの事業は、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報は記載しておりません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

のれんの償却額は 3,272 千円、未償却残高は 2,999 千円であります。

当社グループの事業は、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報は記載しておりません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社 オーズ	神戸市 東灘区	10,000	資産管 理	(被所有) 直接 25.5	当社取締役 の資産管理 会社	車両の販売	883	—	—
							債務保証	611,075	—	—

(注) 1. 金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。保証料の受取は行っておりません。

また、取引金額は債務保証の期末残高を記載しております。

2. 2025 年 1 月 27 日に上記債務保証は解消しております。

2. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	土居信一	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 73.5	当社 代表取締役	当社借入に対する債務被保証	656,469	—	—
							当社の賃貸契約に対する被保証	33,654	—	—

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

営業取引については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役土居信一より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社は事務所の賃借料について、代表取締役土居信一から債務保証を受けております。取引金額については、2022年10月1日から2023年9月30日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社 オーズ	神戸市 東灘区	10,000	資産 管理	(被所有) 直接 25.5%	当社取締役 の資産管理 会社	貸付金の回収	21,000	—	—
							債務保証	588,910	—	—

(注) 1. 金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。保証料の受取は行っておりません。

また、取引金額は債務保証の期末残高を記載しております。

2. 2025年1月27日に上記債務保証は解消しております。

2. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	土居信一	—	—	当社代 表取締 役	(被所有) 直接 73.5%	当社 代表取締役	当社借入に 対する債務 被保証	1,093,169	—	—
							当社の賃貸 契約に対す る被保証	30,621	—	—

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

営業取引については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役土居信一より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社は事務所の賃借料について、代表取締役土居信一から債務保証を受けております。取引金額については、2023年10月1日から2024年9月30日までに支払った賃借料(消費税抜き)を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	1,133 円 15 銭	1,316 円 18 銭
1株当たり当期純利益	57 円 36 銭	183 円 03 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. A種株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて算定しております。

3. 当社は2025年2月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、2025年2月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
当期純利益	86,043	274,538
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	86,043	274,538
普通株式の期中平均株式数(株)	1,500,000	1,500,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2025 年 2 月 13 日開催の取締役会の決議に基づき、2025 年 2 月 28 日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めること、投資家層の拡充を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1 単元を 100 株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025 年 2 月 27 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 150 株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 1,490,000 株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,500,000 株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 6,000,000 株

⑤ 株式分割の効力発生日

2025 年 2 月 28 日

なお、「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
給料手当	131,453千円
賞与引当金繰入額	1,687

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
現金及び預金勘定	372,667千円
現金及び現金同等物	372,667

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(事業の譲受)

当社は、2024 年 11 月 25 日開催の取締役会において、株式会社桂田モータースが営む BMW Motorrad 正規ディーラー事業を譲り受ける事業譲受契約の締結を決議し、2024 年 12 月 2 日付で事業譲受契約を締結いたしました。当契約に基づき、2025 年 1 月 1 日に当該事業の事業譲受を行いました。

(1) 事業譲受の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社桂田モータース

事業の内容 BMW Motorrad 正規ディーラー事業 (店舗名 BMW Motorrad Kobe)

②企業結合を行う主な理由

当社グループのサービスラインナップを拡充させるとともに、既存商品とのシナジー効果が見込めるものと考えております。

③企業結合日

2025 年 1 月 1 日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として事業の譲受けを行ったためであります。

(2) 中間会計期間に係る中間損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	30,000 千円
取得原価		30,000 千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

29,615 千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

5 年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
自動車販売（マーケット）売上	2,549,096
自動車販売（店舗）売上	2,035,764
整備売上	103,911
保険その他代理店手数料	60,908
バイク販売事業売上	55,235
顧客との契約から生じる収益	4,804,916
外部顧客への売上高	4,804,916

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり中間純利益	95 円 82 銭
(算定上の基礎)	
中間純利益（千円）	143,723
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	143,723
普通株式の期中平均株式数（株）	1,500,000

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は2025年2月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、2025年2月28日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行いました。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	833,957	56,172	—	890,130	234,963	27,901	655,166
構築物	96,921	27,407	—	124,329	71,655	8,767	52,673
機械及び装置	9,836	4,939	—	14,775	6,301	2,276	8,473
車両運搬具	203,087	—	973	202,114	110,949	52,548	91,164
工具器具備品	34,071	—	—	34,071	29,144	2,277	4,926
土地	1,846,383	183,336	247,829	1,781,890	—	—	1,781,890
建設仮勘定	3,200	329,245	317,082	15,363	—	—	15,363
有形固定資産計	3,027,458	601,101	565,884	3,062,675	453,015	93,772	2,609,660
無形固定資産							
ソフトウェア	16,363	3,073	—	19,436	6,773	3,500	12,663
のれん	6,545	—	—	6,545	3,545	3,272	2,999
無形固定資産計	22,908	3,073	—	25,981	10,318	6,772	15,663
長期前払費用	—	239	—	239	—	—	239

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	ワンゼット鈴蘭台	39,272 千円
	板金部 (宝塚)	9,669 千円
構築物	ワンゼット鈴蘭台	16,635 千円
	ワンゼット徳島	10,772 千円
土地	板金部 (宝塚)	108,024 千円
	ワンゼット徳島	48,363 千円
	ジープ小田原	26,857 千円

2 当減少額のうち主なものは次のとおりであります。

土地	大阪府堺市堺区	247,829 千円
----	---------	------------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,363,657	1,187,757	0.6	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	195,922	203,632	0.8	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	1,414,773	1,601,811	0.7	2025年10月～ 2043年3月
合計	2,974,352	2,993,200	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	248,099	205,970	160,773	123,018

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	873	3,887	873	—	3,887

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸契約に 伴う原状回復義務	2,040	10	—	2,050

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	469
預金	
普通預金	504,887
定期預金	30,000
小計	534,887
合計	535,357

②売掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ユー・エス・エス	19,318
株式会社オートサーバー	14,220
一般顧客	229
合計	33,767

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
102,522	6,034,575	6,102,141	33,767	99.4	4.1

③商品

区分	金額(千円)
車両	1,851,529
合計	1,851,529

④貯蔵品

区分	金額(千円)
車両部品	7,813
合計	7,813

2 負債

①未払金

相手先	金額(千円)
従業員	39,589
大工塾 清水工務店	33,000
Stellantisジャパン株式会社	8,859
社会保険料	5,124
アメリカン・エクスプレス・ジャパン株式会社	4,025
その他	47,067
合計	137,665

②前受金

相手先	金額(千円)
一般顧客	248,085
合計	248,085

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://runglobe.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移 動 年月日	移動前 所有者の 氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 発行者と の関係等	移動後 所有者の 氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 発行者と の関係等	移動 株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2025 年 2 月 28 日	—	—	—	田 淵 及	神戸市 灘区	特別利害 関係者等 (当社大 株主上位 10 名、当 社取締役 役)	A 種株式 △200 普通株式 200	—	A 種株式の 普通株式 への転換

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2024 年 9 月 30 日）から起算して 2 年前（2022 年 10 月 1 日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位 10 名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 2025 年 2 月 13 日開催の取締役会決議により、2025 年 2 月 28 日付で普通株式 1 株を 150 株に分割しておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

2025年9月2日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合(%)
土居 信一(注1、2)	神戸市東灘区	1,080,000	72.0
株式会社オーズ(注2、4)	神戸市東灘区	375,000	25.0
田淵 及(注2、3)	神戸市東区	45,000	3.0
計	—	1,500,000	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
4. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 8 月 29 日

株式会社ラングローブ
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

俣野 朋子

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

石 浩将

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラングローブの 2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日までの第 18 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラングローブの 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の 2023 年 9 月 30 日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 8 月 29 日

株式会社ラングローブ
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

俣野 朋子

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

石 浩将

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラングローブの 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの第 19 期事業年度の中間会計期間（2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラングローブの 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な

不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上